

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年1月23日（平成29年（行情）諮問第24号）

答申日：平成29年3月31日（平成28年度（行情）答申第839号）

事件名：特定学校法人による出資割合が2分の1以上である会社の平成26年度の損益計算書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定学校法人による出資割合が2分の1以上である特定会社の平成26年度貸借対照表（以下「文書1」という。）及び平成26年度損益計算書（以下「文書2」といい、文書1と併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年7月6日付け28受文科高第657号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 原処分では不開示の理由を「公にすることにより特定会社の経営状態や経営戦略の詳細を示すことになり、特定会社の権利、競争上の地位のほか正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている」ことをあげている。

しかし、以下イないしオに述べるとおり、不当である。

イ 今回の決定では、審査請求人が同時に開示請求した「貸借対照表」については全面開示に応じている。損益計算書が提供する経営状態の情報については、「貸借対照表」を各年で比較することにより、概ね推測可能である。「貸借対照表」については全面開示に応じておきながら、経営状態を秘匿することが特定会社の「正当な利益」を保護することになるという論理は理解しがたく、矛盾していると考えられる。

ウ 経営戦略については、不開示部分の情報を不開示とすることで、特定会社の正当な利益の保護につながる「経営戦略」とは何を意味して

いるのか不明である。特定会社の業務は登記簿謄本などで知ることができる。例えば、「売上原価」の部分では、そこに列記された業務内容ごとに売上原価がいくらあるかが公になることで、特定会社のどのような権利や競争上の地位がどのように害されるかについて、具体的な説明が一切ない。

一般的に「権利，競争上の地位・・・を害するおそれがある」として不開示とする処分は，憲法の保障する，国民の「知る権利」にこたえるべく，行政機関の保有する情報の原則公開を義務付ける法の立法趣旨を逸脱しているといわざるを得ない。

エ たとえ，不開示部分を開示することによって，特定会社の何がしかの「正当な利益」が失われるとしても，それを凌駕する，国民の「知る権利」の充足と税金の不適切な使用の防止という公益の増進がある。

(ア) 特定会社は，私立学校法（1条）により公共性を求められており，かつ，税金を原資とする補助金を多額に受入れている学校法人が出資し，設立した会社である。そうした会社が，大学本体の公共性に合致する業務を行っているのか，税金を使って不適切な私的蓄財などを行っていないか，納税者がチェックするために，売上原価など損益計算書の不開示部分は重要な情報を提供する。

(イ) 例えば，売上原価に外注費や他社への業務委託費などが含まれているのか，いるのであればどの程度なのか，外注先に役員等の関連会社は含まれていないか，などは納税者の「知る権利」が十分に担保されなくてはならない情報である。

外注費等が極めて高く，かつ外注先に役員に関連会社が入っていれば，到底，国民の理解は得られない。不開示部分が開示されない場合，一般納税者がこうしたことをチェックする「最初の入口」が塞がれることになる。

(ウ) 審査請求人が別途入手した，特定学校法人とは別の学校法人の100%出資会社である会社の損益計算書の「売上原価」には「外注費」が計上されており，外注費の売上高に占める割合は，每期，実に9割を超える（添付資料1）。

こうした「子会社」を設立する以上，その会社が自ら業務を行っていて然るべきであり，9割を超える外注を行うような会社は「トンネル会社」ととらえられても仕方ない。このように，「トンネル会社」のごとき会社を設立する学校法人は実在するので，特定会社もそのような会社である可能性はゼロではない。

(エ) 文部科学省は平成13年6月8日付け「学校法人の出資による会社の設立等について（通知）（13高私行第5号）」（以下「平成13年通知」という。）（添付資料2）において，自ら「3. 学校

法人の出資による会社設立に関して国民から不明朗，不適切等の指摘を受けることのないよう」戒めているのであるから，そうならないための情報開示は必須である。

まさか，「指摘を受けることのない」ために，開示しないというようなことはないであろうが，開示することにより，特定会社のような，学校法人による出資割合が2分の1を超える会社は，自己の経営が衆目にさらされることにより自らを律するインセンティブが生じ，「国民から不明朗，不適切等の指摘を受けることのないよう」にとの要請に，実効性が生まれる。学校法人の出資する会社にこのように，国民に対するアカウンタビリティを求めている以上，それを担保するため，情報を国民に開示すべきである。

オ 特定会社は特定学校法人の100%出資会社である（添付資料3）。100%出資会社は，テクニカルには別の法人格であっても，一般社会常識的には学校法人の一部署ととらえるべきである。

学校法人の財務は私立学校法や私学助成法等により，一般の企業よりも高い透明性が求められているが，このことは「一部署」に当たる100%出資会社にも当てはまると考えるべきである。何故なら，もしそうでなければ，一たび学校法人が出資して会社を設立したら，その会社に業務委託の形で多くの資金を還流させることで，高度の透明性の要請を回避することが可能になるという，理不尽なことがまかり通ってしまうからである。

（添付資料省略）

（2）意見書

（諮問庁の閲覧に供することは適当ではない旨の意見が提出されているため，省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る行政文書について

本件審査請求に係る行政文書は，特定学校法人から平成28年6月30日までに文部科学大臣宛に届出のあった財務計算に関する書類（私立学校振興助成法14条2項に基づく届出書類）に添付された，特定学校法人による出資割合が2分の1以上である会社の平成26年度貸借対照表及び損益計算書である。

本件対象文書につき，法5条2号イに該当することから一部不開示としたところ，審査請求人から，当該文書の開示請求を求める旨の審査請求がされたところである。

なお，特定学校法人から届出のあった本件対象文書については，特定会社の貸借対照表及び損益計算書であり，その要旨は存在しないため，開示対象の文書に，その要旨を含めていない。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分（損益計算書のうち、特定会社のホームページにおいて公開されている情報を除く箇所）については、以下に掲げる理由から法5条2号イに該当する。

(1) 損益計算書の法5条2号イ該当性について

会社法440条1項において、株式会社は、定時株主総会の終結後、貸借対照表（大会社は、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない旨規定しているが、「大会社」とは、同法2条6号において、最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が5億円以上である株式会社、又は、負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である株式会社であると規定している。

そのため、特定会社は、会社法に規定する大会社には該当しないため、損益計算書を公告する義務を負っていない。

その上で、特定会社の損益計算書に記載されている情報について、法5条2号イ該当性を検討することとなる。

本件対象文書は、特定会社の収入構造や経営上のノウハウ等に関する情報（例えば、売上高に占める各種収入の額やその割合、売上原価の総額に占める各種売上原価の額やその割合等）が記載されており、みだりに競合他社等の関係者に知られたくない営業秘密等に当たり、公にすることにより、特定会社等の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

ただし、特定会社のホームページにおいて、特定会社の損益計算書に記載されている情報の一部は公開されている。一般に容易にアクセス可能であって、公にされている情報については、特定会社等の権利競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえず、特定会社のホームページにおいて公開されている情報については、法5条2号イに該当しない。

(2) 本件対象文書の開示に係る公益上の必要性について

法の定める開示請求権制度は、まさに国民の知る権利から、何人に対しても等しく開示請求権を認めているものであり、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるのか、又は開示請求に係る行政文書に記載されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情により、当該開示請求の結論に影響を及ぼすものではないとされている。

その制度の下、審査請求人は、開示を求める理由として、学校法人の公共性に鑑み、国民の知る権利の充実と税金の不適切な使用による公益の増進の観点から開示することは公益上不可欠であることを挙げている。

一方で、不開示にすることが私人の権利利益の保護や公益の保護のた

めに必要な場合があり，法5条各号に不開示とすべき情報について規定されており，上記（1）において本件対象文書のうち，損益計算書について一部不開示とした理由を踏まえると，不開示とした部分を開示することにより，これを不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められず，不開示とすることが妥当である。

3 原処分の判断について

これらの理由により，特定会社の貸借対照表については全情報を開示し，損益計算書については一般に容易にアクセス可能であって，公にされている情報を除き不開示とした原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年1月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月6日 審議
- ④ 同月21日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年3月6日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

処分庁は，特定学校法人による出資割合が2分の1以上である特定会社の平成26年度貸借対照表及び平成26年度損益計算書（本件対象文書）の一部を法5条2号イに該当するとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は，本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして，原処分の取消しを求めているが，諮問庁は，原処分は妥当であるとしていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

（1）本件対象文書について

ア 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，本件対象文書の性格等について確認させたところ，諮問庁は以下のとおり説明する。

（ア）本件対象文書は，私立学校振興助成法14条2項の規定により，特定学校法人が所轄庁である文部科学大臣に届け出た財務計算に関する書類に平成13年通知に基づいて添付された，特定学校法人による出資割合が2分の1以上である特定会社の平成26年度貸借対照表（文書1）及び平成26年度損益計算書（文書2）である。

（イ）原処分においては，法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている文書1の全て及び文書2の一部

の情報を開示し、それ以外の公になっていない文書2の一部は、法5条2号イに該当すると考え不開示とした。

イ 当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は、上記ア（ア）で諮問庁が説明するとおりの文書であり、原処分においては、文書2の一部が不開示とされていることが認められる。

(2) 不開示情報該当性について

ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示部分を不開示とすべき理由について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

(ア) 本件対象文書である文書1及び文書2（特定会社の平成26年度貸借対照表及び平成26年度損益計算書）には、会社法で規定されている貸借対照表及び損益計算書と同様の情報が記載されている。

(イ) 上記第3の2で説明したとおり、会社法440条1項には、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならないと規定されている。

よって、本件の特定会社（株式会社）は、貸借対照表（文書1）を公告する必要はあるが、会社法2条6号で規定されている大会社には該当しないことから、損益計算書（文書2）を公告する義務はない。

(ウ) ただし、上記第3の2において説明したとおり、文書2（損益計算書）に記載されている一部の情報（「売上高、売上原価（売上総利益）、販売費及び一般管理費（営業利益）、営業外収益（受取利息及び雑収入）、営業外費用（支払利息）、経常利益、税引前当期純利益、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額及び当期純利益」の各項目及び金額）については、特定会社が慣行としてホームページにおいて公開していることから、原処分において開示することとした。

なお、それ以外の不開示とした部分には、公になっていない特定会社の収入構造等といったみだりに競合他社に知られたくない内部管理情報が記載されているため、公にすることにより、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当する。

イ 以下、検討する。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書に記載されている情報は、上記ア（ア）で諮問庁が説明するとおりの情報であると認められ、特定会社に係る法5条2号の法人等に関する情報であることが認められる。

不開示部分に記載されている情報は、公にされていない、又は法令の規定により公にすることが予定されていない特定会社の収入構造等の情報であると認められ、みだりに競合他社に知られたくない内部管理情報であり、公にすることにより、特定会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条2号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋